

令和3年における被疑者取調べ適正化のための
監督に関する規則の施行状況について

1 被疑者取調べ状況の確認、巡察等

都道府県警察及び皇宮警察は、規則の定めるところにより、被疑者取調べ状況の確認、巡察等を実施。

2 令和3年中の監督対象行為の件数（いずれも都道府県警察）

監督対象行為（規則第3条） 8件（7事案）

※ 被疑者取調べの件数：約109万3,000件

表1 監督対象行為の類型別内訳 (件)

監督対象行為の類型	H29	H30	R1	R2	R3
やむを得ない場合を除き、身体に接触すること	2	0	1	1	0
直接又は間接に有形力を行使すること(上記に掲げるものを除く)	3	1	2	4	4
殊更に不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動をすること	2	2	2	4	2
一定の姿勢又は動作をとるよう不当に要求すること	0	0	0	0	0
人の尊厳を著しく害するような言動をすること	0	1	2	3	0
便宜を供与し、又は供与することを申し出、若しくは約束すること	5	3	3	5	2
合 計	12 (11)	7 (6)	10 (7)	17 (12)	8 (7)

※ 合計欄の括弧内の数値は事案数。

表2 調査（監督対象行為）の端緒別内訳 (事案)

警察部内で認知	取調べ状況の確認	0	5
	捜査部門からの連絡	3	
	留置部門からの連絡	2	
苦情等で認知	苦情等の申出	2	2
	その他	0	
合 計			7